堺市立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和５７年教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体で、次の各号のいずれかに」を「次の各号のいずれにも」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体

(2) 市長が定めるところにより開放事業の利用に係る経費を負担する団体

(3) 次のいずれかに該当する団体

ア　スポーツ活動その他の生涯学習を主たる目的とする団体で、その構成員の過半数が開放学校に係る通学区域内に住所を有するもの

イ　地域における社会教育活動に対して本市が援助を行っている団体

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、教育長が適当であると認める団体

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年２月１日から施行する。

（施行前の準備行為）

２　この規則の施行日以後の開放事業に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の堺市立学校の施設開放に関する規則の規定の例により行うことができる。